

第70回国有財産北陸地方審議会

平成24年 2 月 29 日

北 陸 財 務 局

国有財産北陸地方審議会委員名簿（敬称略）

安宅 建樹	（株）北國銀行 代表取締役頭取
稲山 幹夫	稲山織物（株）代表取締役社長
尾畑 納子	富山国際大学 学務部長
加中 英喜	社会福祉法人 眉丈会 理事長
田村 正晴	（財）日本不動産研究所 北陸支社長
中島 秀雄	（株）中島商店 代表取締役社長
永原 功	北陸電力（株）代表取締役会長
中村 明子	弁護士
蜂谷 俊雄	金沢工業大学 環境・建築学部 教授
羽場 千尋	（有）アーキズム建築設計事務所 取締役
水上 誠子	ダートコーヒー（株）代表取締役会長
横山 朱門	（株）北國新聞社 論説委員長

（五十音順）

第70回国有財産北陸地方審議会 会議次第

開催日時 平成24年2月29日(水) 15:00～16:00

開催場所 金沢新神田合同庁舎 6階 第一会議室

	ページ
1. 開 会	1
2. 北陸財務局長挨拶	1
3. 会長選出	3
4. 会長挨拶	4
5. 会長代理指名	4
6. 境界査定部会の部会長及び部会委員指名	4
7. 報告事項	5
8. 閉 会	19

1. 開 会

管財総括課長 大変お待たせをいたしました。

ただいまから第70回国有財産北陸地方審議会を開催いたします。

私は、議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます管財総括課長の森と申します。よろしく願いいたします。

まず初めに、昨年の委員改選後、早々審議会を開催すべきところではございましたが、このような時期の審議会開催になりましたことを心からお詫び申し上げます。

それでは、本審議会の定足数につきまして御報告申し上げます。本審議会は12名の委員で構成されておりますが、本日は11名の方の御出席をいただいております。これは、国有財産法施行令第6条の8の規定によります「委員の半数以上の出席で会議を開き」という条件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

2. 北陸財務局長挨拶

管財総括課長 それでは、本審議会の開催に当たりまして、北陸財務局長の篠原から御挨拶を申し上げます。

篠原局長 北陸財務局長の篠原でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきますと思います。

まずもって、皆様方には大変お忙しい中、本会議に御出席をいただきましたこと、心から御礼を申し上げます。

また、皆様方には、日ごろから財務行政あるいは金融行政の各般にわたりまして、大変なる御理解、御支援、御協力を賜っているところでありまして、この機会にあわせて心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

この審議会は国有財産法の規定に基づいて設置をされているものでありますけれども、ご案内のとおり、皆様方に御審議いただく案件というのは、例えばある一定規模以上の大きな国有地について、一般競争入札によらずに随意契約で地方公共団体にそれを売り払う場合ですとか、例えば刑務所を移設するという場合には、往々にして反対運動が起こったり、色々なことがあるわけですが、そうしたそれぞれの地域に大きな影響を与えるような案件について、その適否を御審議いただくというものであります。

本日の審議会に際しましては、とりわけこれを御審議いただきたいというものがあるわけではございません。ただ、今日は折角の機会でありますので、最近の国有財産を巡る動向の中から何

点か選んで皆様方にご報告をさせていただき、併せて忌憚のない御意見を賜りたいと考えているところであります。

また、併せまして、皆様方は各界各層を代表される皆様方でありますので、財務行政、金融行政について、この審議会の委員という立場を離れたそれぞれのお立場から、もしお気づきの点があれば、忌憚のない御意見を賜りたいと思っております。

この審議会というのは開催される機会が少のうございますので、この会議以外の場においても、機会があれば色々と幅広く御意見を頂戴したいと念願いたしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

冒頭申し上げましたように、皆様方には大変お忙しい中お集まりをいただき、貴重な時間を頂戴するわけでありますので、少しでも有意義な会議となりますことを心から念願させていただいて、開会に当たっての挨拶とさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

[委員の紹介]

管財総括課長 それでは、議事に入ります前に、今回は委員改選後最初の審議会でございますので、僭越ではございますが、私の方から委員の皆様を御紹介させていただきたいと思っております。甚だ勝手ながら五十音順でご紹介させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず窓際の席、向かって左からでございますが、株式会社北國銀行代表取締役頭取の安宅様でございます。

稲山織物株式会社代表取締役社長の稲山様でございます。

富山国際大学学務部長の尾畑様でございます。

社会福祉法人眉丈会理事長の加中様でございます。

一般財団法人日本不動産研究所北陸支社長の田村様でございます。

続きまして廊下側の席、向かって右手から、株式会社中島商店代表取締役社長の中島様でございます。

北陸電力株式会社代表取締役会長の永原様でございます。

弁護士の中村様でございます。

金沢工業大学環境・建築学部教授の蜂谷様でございます。

有限会社アーキズム建築設計事務所取締役の羽場様でございます。

株式会社北國新聞社論説委員長の横山様でございます。

なお、本日は、ダートコーヒー株式会社代表取締役会長の水上様が御都合により欠席されております。

続きまして、当局の出席者を紹介させていただきます。

総務管理官の日野でございます。

管財部長の藤原でございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

3. 会長選出

管財総括課長 それでは、これより議事に入らせていただきます。

最初に、会長の選任につきまして管財部長から説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

管財部長 本日の審議会は、本来でございますれば会長に御招集をお願いするところでございますけれども、改選後初めての審議会でございますので、会長が選出されておられませんので、私どもの方から招集させていただいた次第でございます。

会長につきましては、国有財産法施行令の規定に基づきまして、委員の互選により委員の方々の中から選任することとされております。

また、会長代理と境界査定部会の委員及び同部会長につきましても、同じく国有財産法施行令の規定に基づき、会長に指名していただくことになっております。

それでは、早速ですが、会長の選任に入らせていただきたいと思います。どなたかご推薦がございましたら賜りたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

羽場委員 ただいまお話がありました会長選任の件でございますが、永原委員に引き続きお願ひしてはどうかと思ひます。

永原委員は、これまでも会長として当審議会を運営していただいた経緯がありますので、御適任ではないかと存じ上げます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

管財部長 皆様、異議なしということでございますので、永原委員に今期の会長をお引き受け願ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは永原委員、会長席の方へお願ひいたします。

〔永原委員 会長席に移動〕

4. 会長挨拶

管財総括課長 それでは、永原会長に一言御挨拶をいただき、その後の議事進行をお願いしたいと思えます。

永原会長、よろしくお願いいたします。

永原会長 ただいま会長に選任いただきました永原でございます。よろしくお願いいたします。

私は、国有財産の審議会の委員を8年間務めておりまして、この間に北陸財務局で土地を処分するという事案は1件か2件しかなかったかなと思えますけれど、例えば今日は蜂谷先生が来ておられますが、前任の谷さんにも、いつも教えてもらうというか、専門的立場でいろいろ御発言もあって、返ってこちらが啓発を受けるということもあったし、大変勉強になるなと思っておりますので、皆さんも積極的に発言や質問をしていただきたいと思います。

言うまでもなく、この審議会は、北陸財務局が管理されている国有財産で、一定規模以上のものを処分するときに、財務局長から諮問を受けて審議する大事な会議でありますし、また、国民の関心も高いところでございますので、国有財産の適切な利活用が図れるようにして参りたいと思っております。

それでは、これからの審議もそのようにして進められますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

5. 会長代理指名、6. 境界査定部会の部会長及び部会委員の指名

永原会長 それでは、議事に先立ちまして、先ほど管財部長からもお話がございましたけれども、本審議会の会長代理と境界査定部会の委員及び同部会長は会長の指名ということでございますので、当審議会の委員の経験等を勘案して、会長代理には水上委員をお願いしたいと考えています。

水上委員は本日欠席でございますので、後ほど事務局から就任につきまして、本人へ御連絡をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、境界査定部会の委員と同部会長についてであります。法令によりまして、この審議会の委員は5人以内で組織せよということになっておりますが、この審議会の規模も勘案しまして、従来はお二人を指名しております。

今回は、多数決の点から言っても必要ではないかということで、3人指名したいと思うのですが、田村委員、中村委員、そして羽場委員をお願いしたいと存じます。

なお、部会長は、引き続き中村委員をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

7. 報告事項

永原会長 それでは、審議に入りたいと存じますが、冒頭、局長から話がありましたように、今日は諮問する事項はありませんが、報告事項が3件ございますので、順次報告していただきたいと思えます。

それでは、報告事項1の「国有財産の有効活用に関する北陸地方有識者会議」の開催結果につきまして、事務局から御説明をお願いします。

管財部長 それでは、早速でございますけれども、資料1及び資料2を使いまして、金沢市内合同庁舎における使用調整計画の変更について御説明をさせていただきます。

まずその前に、これは北陸地方有識者会議の開催結果の御報告ということでございますが、初めての委員もいらっしゃいますので、この有識者会議が設立された経緯等を簡単に御報告させていただきます。

有識者会議は、庁舎等の使用調整計画及び宿舍の再配置計画の作成に際しまして、各地域の実情を踏まえるため、地元の民間有識者の実務的・専門的な知見を活用させていただくという目的で、都市計画あるいは不動産の関係者などをメンバーといたしまして、平成19年に各財務局に設置されました。

当北陸におきましては延べ12回これまで開催しておりまして、平成19年は主に宿舍の再配置計画につきまして、平成20年以降は庁舎等の使用調整計画について御意見を頂戴しております。

それでは早速でございますが、昨年11月の地方有識者会議で御意見等をいただき、財政制度等審議会に諮問することとしました資料につきまして御説明いたします。

資料1の1ページをお開きください。

本件は、「1. 事案概要」にありますように、平成20年に決定されました使用調整計画につきまして、農林水産省の地方支分部局であります地方農政局におきまして組織再編があり、計画していた合同庁舎への入居を取り止めることになったこと等により、計画を変更するものでございます。

現在の計画は、「2. 使用調整計画変更までの経緯等」にありますように、平成20年4月の地方有識者会議を経て、20年6月に金沢市内の3つの合同庁舎に係る使用調整計画が財政制度等審議会にて決定されました。

しかしながら、20年9月に、御記憶にあるかと思いますが、事故米の不正転売事件が発覚いたしまして、大きな社会問題となったところでございます。この事件は、農薬が残留していたり、発がん性のあるカビからできた毒を含んでいた事故米を、工業米として国から仕入れたにもかか

ならず、その米を食用として不正に転売していたというものでございました。

この事件を契機にいたしまして、そこに記載してありますように、地方農政事務所等の組織のあり方について検討が開始されまして、21年8月に組織再編計画が発表され、その後、農林水産省設置法の一部を改正する法律案が提出され、23年6月8日に成立、9月1日に施行されたところでございます。

この法律の成立に伴いまして、「3. 使用調整計画変更の必要性」にありますように、地方農政事務所等が廃止されまして、地域センター等に再編・集約されることになりました。

お手元の資料2に法律の概要をお付けしておりますので、御覧ください。

1ページの真ん中から下でございまして、現行346の拠点を再編後65の地域センターに再編するというものでございます。これは全国でございまして。

もう1枚おめくりいただきますと、今回の案件にかかわる金沢市の北陸農政局の関係が整理されております。

現行の上から4つ目、5つ目の食糧部と生産経営流通部、あるいはその下にございます地域第何課、その下の金沢以下の統計・情報センターにつきまして廃止・再編をいたしまして、再編後の北陸農政局本局にそれぞれ集約した上で、一番下に七尾支所というのを設けまして再編を行うというものでございます。

変更内容につきましては、先ほどの資料1の3の「(1) 金沢駅西合庁」以下、2ページの「4. 使用調整計画の変更内容」に文字でも記載しておりますけれども、資料2の3ページの横のイメージ図で御説明したいと思います。

図の一番右側に色別の説明をしております。金沢駅西合同庁舎につきましては、右にございます移転中止をあらわすグレーと集約・廃止をあらわす水色で表示されております。入居が決定しておりました農政局地域第一課が集約・廃止されまして、駅西合庁への入居が取りやめになりました。これによりまして370m²の余剰床が生じます。

また、駅西合庁に既に入居しておりました金沢統計・情報センターが集約・廃止されることによりまして、ここのスペース335m²に余剰が生じることになりました。

このため、これを活用すべく、現在、民間テナントビルを借り上げております、その右に黄色く表示しておりますが、労働局を入居させて、借り上げを解消して賃料の支払いをなくすとともに、現在、駅西合庁に入居している金沢税務署ですが、職員数等を基準に算出します、いわゆる基準面積というのがあるわけですが、この面積を大きく下回っているということで、非常に狭隘な状態でございますので、これの改善を図りたいと考えたところでございます。

また、図の左側にあります金沢広坂合同庁舎につきましては、下の方にもありますが、水色で表示しております小松、七尾、あるいは駅西の金沢統計・情報センターと地域三課、二課及び真ん中にグレーで表示しております野町庁舎の食糧部と地域一課が廃止、再編されます。

従いまして、右下に赤で表示しています七尾支所には一部機能を残すものの、大部分が広坂合庁の赤の北陸農政局の本局と中ほどの赤の野町庁舎に集約することになりました。

このため、広坂合庁の北陸農政局職員でございますけれども、資料1の2ページの一番下に職員数を記載しておりますけれども、再編前よりも31名増えまして421名の体制になります。このため、広坂合庁への入居を決定しておりました、いわゆる野町庁舎の食糧部の入るスペースがなくなってしまったということでございます。

また、廃止を予定しておりました野町庁舎につきましても、資料1の2の一番下でございますように、26名増えて82名の体制となりましたので、庁舎をそのまま存続させて活用することになりました。

以上のような使用調整を行いました結果、資料1の2ページの「5. 使用調整計画変更後における処分財産等」にありますように、地域第二課が入居しております七尾の単独庁舎と地域第三課が入居している小松の単独庁舎を新たに売却可能財産として整理することとしたものでございます。

なお、資料2の4ページにつきましては、金沢駅西合同庁舎のフロアごとの変更の状況でございます。7階の統計・情報センター、4階の農政局地域一課、一番下の駐車場エリアにあります統計・情報センターを、緑色で表示しております税務署、水色で示しております労働局に御使用いただくということに変更しております。

5ページにつきましては、広坂合同庁舎のフロアごとの変更状況でございますけれども、農政局は食糧部が廃止になりましたが、その後は再編後の組織が使う、あるいは使用人員が増えた部分でここを使うということで、表示としては同じ色になっております。

6ページ、7ページにつきましては、財政制度等審議会にお諮りするときに付ける法定の資料でございますので、省略させていただきます。

なお、資料の表紙にもお付けしておりますように、財政制度等審議会が開催されるまで、内容は非公表となっておりますので、取扱いには十分御留意いただきますようお願いを申し上げます。有識者会議の開催結果についての報告とさせていただきます。

永原会長 それでは、ただいま報告のありました「国有財産の有効活用に関する北陸地方有識者会議」の開催結果についてという件につきまして、御質問あるいは御意見がございましたら承り

たいと存じます。

〔質疑なし〕

永原会長 もしないようでしたら次に進んで、後ほどでも結構ですから御発言をお願いしたいと存じます。

永原会長 それでは次、報告事項2の「国家公務員宿舎の削減計画について」に移りたいと思います。

事務局から御説明をお願いします。

管財部長 続きまして、資料3の国家公務員宿舎の削減について御報告をいたします。

1ページでございます。

一番上に、この紙の内容といたしましては、「削減の経緯」という表題にさせていただいておりますが、当審議会にも以前、御報告させていただいております宿舎の移転・再配置計画から御説明を申し上げたいと思います。

1行目に、「財務大臣主催の中央の有識者会議から、東京23区以外の地域についての作業方針が報告されたのを受けて」という記述がございます。これは、東京23区に所在する公務員宿舎につきましては、地価が高く、跡地売却収入が相当程度見込めるということで、先行的に18年6月に移転・再配置計画を策定していたところではございましたので、23区以外の総体的に地価が高い地域に所在する宿舎につきましても対象にして計画を策定することとしたものでございます。

そして、先ほど御説明しました有識者会議を平成19年に6回開催し、御意見をいただき、最終的には財務大臣主催の中央の有識者会議で、当局原案を元に宿舎の移転・再配置計画が策定され、19年6月15日に公表されたものでございます。

その下に【計画の概要】がございます。

①の金沢市及びその近郊云々ということで、地価が m^2 当たり10万円以上の宿舎を対象としたということで、エリアを限定したことにつきましては、売却収入が一定程度見込める地域を対象にしたという背景があったことによるものでございます。

②にありますように、8箇所、242戸の宿舎を廃止すると。

その一方で、③の1行目の最後でございますが、2棟（154戸）を建設いたしまして、その下の行ですが、トータルとしては88戸、おおむね対象の893戸の10%を削減するという内容でございました。

しかしながら、その下の「新たな宿舎計画」の1行目に記載しておりますように、平成21年11

月に行われました行政刷新会議の事業仕分けにおきまして、「公務員宿舎については見直しを行う」との評価結果を受けました。そして、財務省は有識者の意見も聞きながら、政務三役を中心に検討を行い、平成22年12月に「国有財産行政におけるPRE戦略について」を公表し、財務局に対しまして、平成23年6月には成案となるよう、新たな宿舎計画を策定するよう指示がございました。

その内容は、【新たな宿舎計画の概要】として記載しておりますが、宿舎戸数につきましては、①の官署近隣地に住居する必要、②の緊急参集する必要、あるいはちょっと飛びますけれども、⑥の転居を伴う転勤をするといった7つの分類に分けた上で宿舎戸数を検証いたしまして、概ね5年を目途に15%強を削減すると。これは戸数にしますと約18.1万戸になるわけですが、将来的にはさらに30%強の削減を目指すというものでございました。

また、公務員宿舎のあり方といたしましては、その2つ目の「ポツ」にございますが、「長寿命化による新規建設の抑制、やむを得ず新規に建設する場合は、保育所の併設等の地域貢献や若手職員向けの規格を基本とする」とされたところでございます。

私どもは、この示されました方針に沿って検討を進めていたところでございますけれども、昨年3月の東日本大震災の発生に伴いまして、被災者の避難受け入れ用として宿舎を活用することといたしましたので、新たな宿舎計画の作成期限というか成案期限を11月に延長したところでございます。

さらに、事業仕分けで凍結されておりました埼玉県朝霞住宅の工事を昨年9月1日に再開したところ、国会等で大きく取り上げられました。これを踏まえまして、その後、「3. 国家公務員宿舎の削減計画」の1行目にありますように、野田総理の朝霞住宅建設の5年間凍結指示を受けまして、財務副大臣を座長とする「国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会」を立ち上げまして、平成23年12月1日に真に公務のために必要な宿舎に限定し、主として福利厚生目的のものは認めないという方針のもと、今後5年を目途に25.5%程度の削減を行うとして削減計画を公表したところでございます。

2ページをお開き願います。削減計画のポイントを整理させていただいております。

宿舎必要戸数につきましては、2つ目の「マル」にございますけれども、約16.3万戸でございます。今後5年間を目途にということでございます。

「宿舎廃止方針」でございますけれども、北陸管内につきましては、3つ目の「マル」を御覧いただきますと、1行目の最後に「今後5年間で築年数が40年を超える宿舎等、老朽化し耐震性等に問題があるものにつき、効率性、規模、通勤時間等を勘案し、廃止宿舎の選定を行う」と示

されておりますので、私どもといたしましては、この廃止方針に沿って宿舍の選定作業を進めることとしているところでございます。

なお、4つ目の「マル」にございますけれども、現時点で、昨年12月時点でございますが、廃止決定をいたしました宿舍は、そこにごございますように全国で2,393住宅となっております。ちなみに、北陸管内では53住宅となっております。

また、建替えへの対応につきましては、その下の「集中復興期間の5年間におけるその他の宿舍に係る方針」の2つ目の「マル」の1行目の最後にごございますが、基本的にできる限り建替えは抑制ということでございます。

このほか、「その他」にごございますように、1つ目、2つ目の「マル」で、幹部用宿舍、問題になりました朝霞住宅、方南町住宅については建設を行わない、あるいは中止をする。

3つ目の「マル」でございますが、跡地売却等により捻出財源を700億円。

4つ目の「マル」でございますけれども、宿舍使用料の引き上げを行う。なお、引き上げ幅は今後決定。

最後の「マル」でございますけれども、引き続き震災被災者向けの宿舍は継続使用し、追加の提供を行うことになっております。

3ページに、16.3万戸とした必要戸数の、いわゆる類型別の資料をお付けしております。御覧いただきますように、②の転勤が約5万人、④の業務継続計画（BCP）等に基づく緊急参集が約8万人ということで、大宗を占めているという状況でございます。

以上、簡単でございますが、公務員宿舍の削減計画についての御報告を終わらせていただきます。

永原会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま報告がありました「国家公務員宿舍の削減計画について」、御質問、あるいは御意見がございましたら承りたいと存じます。

〔質疑なし〕

永原会長 特にないようですので、次に進めたいと思います。

永原会長 報告事項3、「最近の国有財産監査状況について」に移りたいと存じます。

事務局から御説明をお願いします。

管財部長 引き続きまして、資料4を御覧いただきたいと思います。

最近の監査の状況及び監査の結果についての御報告でございますけれども、1ページ目の一番

上の「監査」という枠につきましては、監査権限について記載しております。

1行目でございますが、財務大臣は、法に基づいて各省庁が所管する国有財産等についての監査権限を有しておりますということでございます。また、事務の一部を部局等の長——具体的には財務局長でございますが——に分掌させているということで、各財務局長が実地監査を行っているというご説明でございます。

2つ目の枠の「23年度以降の監査への取組み」につきましては、平成22年6月発表の「新成長戦略における国有財産の有効活用について」などを踏まえまして、国有財産の現況を正しく把握し、最適な有効活用を決定するため監査を充実・強化することといたしまして、アンダーラインが引いてありますけれども、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めたところでございます。

具体的には、監査対象も従来の庁舎などの行政財産中心の監査でしたが、特別会計の普通財産や公共用財産に重点を置く監査へと見直したところでございます。

3つ目の枠でございますが、「平成23年度上半期における監査結果」の概要を記載しております。

全国で1,261件の監査を実施いたしまして、150件について問題点等を指摘しております。当局におきましても、36件の監査を実施いたしまして、11件について問題点を指摘しているところでございます。

当局の指摘事案の内容でございますが、下線を引いていますように、防災支援施設の整備用地として購入した、あるいは2行目ですが、稼働率の極めて低い研修施設といったものにつきまして土地の売却をするよう是正を求めた事案などとなっております。

おめくりをいただきまして、2ページ、3ページ、4ページと3つの指摘事案が載っております。

2ページにはあえて注記をしていますが、3ページの下欄外に表示させていただいておりますが、本年の1月27日に財務本省で開催されました財政制度等審議会の国有財産分科会にこの3件の指摘事案が資料として報告されましたので、せっかくの機会ですので、今回も付けさせていただきますということでございます。

当局の北陸の事案でございます。

2ページでございます。これは、北陸地方整備局に対して指摘した事案でございます。富山河川国道事務所でございますけれども、特殊車両庫あるいは職員待機所等の防災支援施設を整備するため、平成16年に1,200m²の土地を購入しておりましたが、富山河川国道事務所とこの土地というのは、道路1本隔てた、いわば反対側でございますが、非常に近いところにあるわけですが、

実質的には、18年以降、職員駐車場あるいは駐輪場として使用されていたという事例でございます。

本来であれば、防災支援施設を整備するためにお使いいただくということでございますけれども、土地を取得した後におきましても、優先度が低いことなどを理由といたしまして、建物、工作物等の予算要求もされておりました。

また、広域的な防災活動の拠点としては、既に富山市に富山防災センターがございますし、地域の防災拠点といたしましては、記載はしておりませんが、高岡市に福岡防災ステーションというものが既に整備されております。

このような状況でございますので、新たな防災施設を設置する意義は、もはや乏しいということで、用途廃止をして売却するようには是正を求めたという案件でございます。

残る2件、3ページ、4ページにつきましては、福岡財務支局、関東財務局の事例でございます。

簡単に御説明いたします。

3ページは、九州地方整備局に対する指摘でございます。これはいずれも道路関係でございますけれども、パークアンドライド駐車場・駐輪場を整備する目的で平成15年に購入した3,000m²の財産が利用されずにあるという事例でございます。

整備局は、本地周辺に駐車場等が多数整備されましたので、当初の計画を見合わせ、現在は道路予定地として使うという説明をしていると聞いておりますけれども、周辺の開発状況や具体的な事業計画がないことから、本地を持ち続ける必要は乏しいということで、売却するよう是正を求めたと聞いております。

4ページは、関東地方整備局に対する指摘でございます。

長野オリンピックを契機といたしまして、道路利用者への情報提供のための施設、これは平成8年に整備したものでございますけれども、その後、カーナビゲーションの普及あるいは利用者の減少ということで、平成20年3月に閉鎖して以降、未使用ということでございますが、現在、トイレあるいは一時休憩のために利用されているということでございます。

したがって、このように公共用財産としての機能が著しく損なわれていることなどから、真に必要なものを検討した上で、それ以外の敷地等については用途廃止をいたしまして、財務局へ引き継ぐべきであるとの指摘を行ったものと聞いております。

最後になりましたが、先ほど上半期の状況も御説明いたしましたが、現在も引き続き私も監査の充実・強化に向けて取り組んでいることを申し上げまして、報告を終わらせていただきます。

永原会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの「最近の国有財産監査状況について」の件につきまして、御質問や御意見はございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

永原会長 特にないようでございますので、私の方から1番目の件で質問させていただきます。私は富山に住んでいますが、富山にも合同庁舎があり各役所が入っています。

もし資料がなければよろしいのですが、私ども電力会社の監督官庁は経済産業省の電力・ガス事業北陸支局で、過去、合同庁舎とは別に独立したビルに入居していましたが、使用調整で合同庁舎に入居し、合同庁舎に入居していた労働局が駅前の立派なビルに移転しました。私としては、電力・ガス事業北陸支局が直接、駅前のビルに移転すればよかったと思うのですが、ご存じの方いらっしゃいましたら、教えていただけませんか。

管財総括課長 申し訳ありませんが、手元に資料がございませんので、その点につきましては、後ほど事務局の方で調べて回答させていただきます。

永原会長 2点目の質問ですが、今、税金の確定申告の時期ですが、多分ここ2、3週間がピークだと思うのですが、富山では富山税務署ではなく駅前のビルを借り受けて確定申告を行っているようです。過去は、富山税務署で受付を行っていたような気がします。多分スペースの問題があるのかもしれませんが、国税は何故、財務事務所も入居している富山税務署で確定申告の受付をしないのでしょうか。

管財部長 税務署の確定申告時期につきましては、たしか納税者へのサービスという観点から、幾つか確定申告時期だけ税務署の建物以外に、いろいろな納税者の利便性を考慮して、一定のスペースを確保できるビルでありますとか、そういうスペースを借り上げてサービスを図っていると認識しておりますので、今会長がおっしゃった、返って財務事務所も入っている富山の税務署の方が、便利がいいという方もいらっしゃるかもしれませんが、多くの方にとってはあまり、あの狭い合同庁舎の一部で確定申告をする、あるいはご相談するというよりは、広いスペースの中でゆっくりご相談、確定申告事務ができるということで、多くの方にはメリットが多いのではないかと、国税庁もそういう方針を掲げて取り組んでいると認識しております。

永原会長 わかりました。

尾畑委員 担当者に限りがあるので難しいかもしれませんが、確定申告の受付場所を増やしていくのであればいいのですが、従来やっていたところを閉じて、別のところに移っているというのは不便になったとおっしゃっていることが会長さんの趣旨だと思います。

管財部長 今委員おっしゃいましたように、多分担当者に限りがありますので、より広いところで国税の職員をそこに集中して、確定申告のお客様に対して均一なサービスを提供するという意味で、広いところで多くの方に来ていただくということで、比較的狭いとは申し上げませんが、通常事務をやっている税務署の中よりも、そういう場所を選択して、皆さん出払っているということだろうと思いますが、違う方法もあるのではないかという御意見があったことは、機会がありましたら、富山税務署、金沢国税局の方に、お伝えさせていただきたいと思います。

尾畑委員 新米なので、素朴な質問をいたします。最後の御説明の、富山の奥田新町のところが十分使われていないということですが、教えていただきたいのは、購入年が平成16年になっており、監査に入られるまでに期間があります。何年以上何も使われていない場合に監査に入るといった、ルールみたいなものはございますか。

管財部長 監査につきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、従来は、今回指摘しております公共用の財産、いわゆる道路や河川というようなこんな施設については、私どもの監査からはやや除かれていた部分で、これを対象にしようということで23年度から始めたものでございます。

御質問にございました何年たったらという観点でございますが、1年か2年か5年かという明確な基準はございません。ただ、実態といたしまして、現在の使用の実態がそういうことでございますし、過去における施設整備に向けた取り組みも勘案いたしまして、今回こういう御指摘をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

羽場委員 資料1の2ページですが、5番目のところの使用調整計画変更後における処分財産等で、七尾と小松の農政局の庁舎が売却できるということで、土地と建物の台帳価格を記載していますが、この時代、実際こういう庁舎の売却がスムーズにいくとは考えられず、売却できない場合、結局、何の使用もできなくて売却もできないという状態で、何年か残ってしまうことになりかねません。

そうした場合、例えば今高齢者が非常に増えていて、高齢者のための施設とかが足りないと言っている現状を、民間とうまくPFIみたいな方式で活用できるような柔軟な考え方をしていくのも一つの手法ではないかと思ったものですから、意見を申し上げました。

管財部長 今、最後に例示としてPFIというお話もございましたが、PFIが一番かどうかという話は別にいたしまして、新たな新成長戦略ということで、例えば、土地を定借といたしまして、その社会福祉施設ごとにお使いいただくという制度を22年6月に新たに作ったところでございます。

ですから、第一義的には、建物も一緒にお使いいただいて、買っていただければ私ども一番よろしいのですが、なかなか初期投資が大変ということであれば、借家でお使いいただくというような方法も一つあるのかなということで、極力無駄にならないように、早期に皆様にお使いいただけるように、そのような形で管理、処分の仕方を考えてまいりたいと考えております。

羽場委員 わかりました。

蜂谷委員 資料3に「宿舎に入居することが認められる職員の類型と必要戸数」とある中で、区分というところがありまして、その説明の中に、ちなみに、全国で2,393住宅がその対象になり、そのうち53が北陸であることがわかったのですが、逆に必要と認められたものは北陸で何件だったのでしょうか。つまり、この表の北陸の場合の必要戸数を教えてください。

管財部長 2割ぐらいが今回リストに載ったということでございます。

蜂谷委員 つまり、残り8割はこの①から⑤に相当しているから必要であるということなのか。

管財部長 ということではなくて、先ほど申し上げました2,393と53というのは、昨年12月1日に削減計画を公表した時点で既に、有無を言わず廃止を決めたというものでございます。

今後、いわゆる25.5%の全国枠の削減があるわけですが、それに向かって、一つ一つの宿舎につきまして、廃止対象にするのか、しないのか、まだリストに載っていないものについての選別作業がこれからということでございます。

蜂谷委員 わかりました。

もう1点、ちょっとこれは大きな話で、現実的ではないかもしれませんが、先ほど金沢広坂合同庁舎、それから移転の話を図でわかりやすく説明いただいたのですが、空いている床のやりとりとは別の次元で、合同庁舎がどこにあるべきかというあるべき場所論から言うと、広坂合同庁舎のあの位置は、金沢の街にとって、市民生活、観光にとって、なぜあそこに国の合同庁舎があるの大きさを建っていなければいけないのかと、よくいろんな方が、何でここにあるんだろうねとおっしゃっている。

つまり、あの当時はあれはあの位置がいいとなったのですが、県庁も移転して、市役所については、日々の住民票や何か窓口業務がありますから、あの場所であることは便利ですが、合同庁舎は市民とのやりとりが日常的にない庁舎ではないでしょうか。つまり、もう少し郊外にあって、も実はよかったりとか、又は、むしろ郊外の空いているところへ行って、重要な場所の広坂は市民生活の方に明け渡すべきだというような議論はないのでしょうか。

管財部長 広坂は国税局も入っておりますので、税務署のようにたくさんというわけではござい

ませんが、納税者にとって身近な場所と申し上げます。

広坂の移転の状況については、委員のほうがもっと詳しいだろうとは思いますが。

蜂谷委員 そんなことはないんですが。

管財部長 広坂合同庁舎は、昭和40年10月の建設で築46年を経過していて、平成22年3月に耐震改修工事をしたところまでございまして、そういう投資をしたということで、当面は移転新築の考えはないということでございますけれども、石川県は金沢市と共同いたしまして、学識経験者4名で構成する「広坂周辺将来構想検討会」というのを20年6月に設置して、現在まで3回検討会を開催していると聞いております。当検討会は、金沢広坂合庁が将来移転した場合を想定して、広坂の跡地、県庁跡地、中央公園、あの辺一帯をどうとらえてどういうイメージを抱くかということで開催していると聞いておりますので、そういった議論の行く末を見守っている状況ということでございます。

蜂谷委員 可能性ありということですか。

管財部長 私どもはそこまでしか申し上げられないところでございます。

蜂谷委員 わかりました。ありがとうございます。

永原会長 ありがとうございます。

蜂谷委員 金沢市の委員会に出ていると、いつも話題になりますが、合同庁舎は良い場所にあり、あそこに何かできたらという話をすると、あそこは国の土地だからと、すぐみんな諦めてしまいます。あそこも使って一体の計画をすればすごくいいという話題がいつも出ます。

永原会長 私が思うのは、国の施設だから、ちゃんとしたところにいてほしいという思いもあるし、名古屋なんかは三の丸に各省庁がいます。

羽場委員 福井なんか、県庁はお堀の内です。

蜂谷委員 今どきお城の中にお上がおられるのは福井県ぐらいですよ。

羽場委員 そうです。県庁がどんと。

蜂谷委員 県警もありますよね。

羽場委員 そうです。

永原会長 造ってしまったからね。

中村委員 今のことに関連して、裁判所を今建替えしていますが、非常に金沢市から見てもいい場所で、何であんなところに今どき裁判所が残っているんだということで、建替えに当たっては随分いろんなところを探していたようです。

あそこは多分、財務局の管轄じゃなくて裁判所の管轄でちょっと違うと思いますが、結局、ほ

かにいいところが見つからなくて、あそこの場所で建替えが始まった。

ただ、市のほうからも要請があったようで、兼六園下の交差点の目につくようなところには駐車場をつくらなくて、駐車場とかそういうのは奥のほうにつくってほしいとか、そういった要請もあるようで、なかなか今ある大きい庁舎をほかに移すというのは現実的に非常に難しい問題があるので、皆さんが希望していてもうまくいかないなというところがあります。

それとは別にもう1つ質問ですが、国家公務員宿舎の削減のお話が出ていますが、実際には住んでいらっしゃる方がいる中で、廃止を決めた場合、皆さんが転居するのを待って新しい人を入れられないようにする形で進めていくのか、期限を区切って一斉に出ていただくような形になるのか、どのようにされるのかが気になるのと、公務員宿舎は大体まとまったところに何棟も建っているわけですが、廃止になる建物というのが、ぼつぼつと虫食い状になるのか、一角まとまってになるのかがわからないのですが、平和町なんかを見ていると、壊された後売却されて、そこが分譲されてという形で、公務員宿舎の建物が建っている中に一般の分譲住宅があるというような、街並みというか、街の機能というか、造りからすると非常に不自然に見えるところがありますが、ある程度まとまった棟数を廃止するというのであれば、場合によっては少し入れかえみたいな形で、街としてきれいになるようなやり方をさせていただければという思いはあります。

管財部長 今2点の御質問がございましたけれども、1点目につきましては、ある意味で建替えというのは、非常に抑制的に取り扱われるということで方針が打ち出されておりますので、規模が小さくて経年がたったところにつきましては廃止対象になる優先度が高いと思われまので、例えば平和町のどこか空いているところ、当然、省庁間調整は必要でございますが、そのようなところで、一団として活用できるような形で、廃止宿舎を選定できればと考えております。

2つ目でございます。まとまったという形で平和町を例示で挙げていただきましたが、実は19年の移転・再配置計画のときは、平和町の古いやつを幾つか潰してそこに建替えをして、周辺に散らばっている省庁別の方や、合同宿舎に入っている方をそこに一たん集めてまた廃止をしていくという手法を計画で考えていたわけですが、それも建替えについては抑制ということでございます。

私どもといたしましては、基本的に、あまり虫食い状態にならないように廃止宿舎の選定に当たっていきたくと考えているところでございます。

現在入居している方、これは1つ目の御質問でございました。廃止をすると決めた場合には、これは当然、一定程度の猶予期間を持って、引き続きその方が、いわゆる先ほど申しました5つの類型に該当する職員である場合には、どこかの宿舎にお移りいただくと。その場合も一定の猶

予を持ってという、現在もやっておりますけれども、そういう形でお移りいただく。あるいは類型に該当しない場合は退去をしていただく。そういう2つの選択があろうかと思えます。

永原会長 どうもありがとうございました。

大体予定の時間にも来ているようなので、そろそろ報告事項も終了したいと思いますが、よろしいですか。まだぜひ発言したいという方がいらっしゃれば。

[質疑なし]

永原会長 もしよろしいようでしたら、これで報告事項を終えたいと思います、ありがとうございました。

8. 閉 会

永原会長 それでは、これをもちまして本日の審議会は終了いたしました。

委員の皆様には、長時間ありがとうございました。

また、本日の結果につきましては、当審議会の議事規則により原則公開することになっております。後日、各委員の皆様には議事録について御了解を得た上で、北陸財務局のホームページに掲載し公開することになると存じますので、お含み置き方、よろしく申し上げます。

どうもありがとうございました。